

○香南香美老人ホーム組合職員の高齢者部分休業に関する条例

〔 令和 5 年 4 月 26 日 〕
〔 条 例 第 2 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 26 1 号。以下「法」という。)

第 26 条の 3 の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第 2 条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、30 分単位として行うものとする。

2 法第 26 条の 3 第 1 項の高年齢として条例で定める年齢は、55 歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年条例第 18 号。以下この条において「給与条例」という。)第 12 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第 4 条 退職手当の取扱いについては、高知縣市町村総合事務組合退職手当条例(平成 17 年高知縣市町村総合事務組合条例第 21 号)の規定による。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第 5 条 組合長は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた 1 週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第 6 条 組合長は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。